

# 鳥取縣公報

縣 令

昭和廿一年十月十五日  
號 外

火 曜 日

本書ノ大半サハ國定規格A5刊

### ◇鳥取縣令第七十六號

民主委員令施行細則を次のやうに定める。

昭和二十一年十月十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

#### 民主委員令施行細則

- 第一條 民主委員の定数は知事が別にこれを定める。
- 第二條 市町村長は市町村の民主委員推薦委員會に關する規定を設けなければならない。
- 第三條 市町村長は前項の規定を設けたときは又は改正したときは遅滞なくこれを知事に報告しなければならない。
- 第四條 民主委員銓衡委員會の委員は給人とする。
- 第五條 民主委員銓衡委員會は委員長がこれを招集しその議長となる。

第五條 民主委員銓衡委員會は委員の半數以上が出席しなければ會議を開くことができない。

第六條 民主委員銓衡委員會の議事は出席委員の過半數を以てこれを決し可否同數であるときは議長がこれを決する。

第七條 民主委員は市町村の區域毎に民主委員會を組織しなければならない。

第八條 民主委員會の組織には市町村長若くは其の代理者が加はるものとする。

市町村内に於ける社會事業、教育保健、衛生等に携はる者で市町村長の推薦した者及民主委員會に於て適當と認めたる者は民主委員會の組織に加へることができる。前各項に依り民主委員會の組織に加はりたる者の名稱は

民生委員會參與とする。  
第九條 民生委員會及同分會に常務委員一人を置くものとする。

常務委員は民生委員會の意見を聴き民生委員の中から知事がこれを委嘱する。

常務委員は名譽職としその任期は一年とする。但し再任する事ができる。

常務委員は民生委員會若くは同分會の常務を掌理しその會を代表し且つ會議の議長となる。

常務委員事故あるときはその指名による委員が其の職務を代理する。

第十條 第七條第二項による市町村の民生委員會及び同分會の常務委員はその職務の連絡及統制を圖るため、その市町村の區域毎に市町村民生常務委員會を組織しなければならない。

前項の民生常務委員會は市町村長がその運営にあたる。

第十一條 地方事務所管内町村の民生委員會(分會を除く)常務委員は前條第一項に準じてその區域毎に地方名を冠

する地方民生常務委員會を組織しなければならない。  
前項の地方民生常務委員會は地方事務所長が其の運営にあたる。

第十二條 市町村長は民生委員會及び同分會の組織ある區域毎に民生委員事務所を設置しなければならない。

前項の民生委員事務所にはその市町村名又はその地區名を冠するものとす。

附 則

本令は民生委員令施行の日から之を施行する。

告 示

◇鳥取縣告示第四百二十八號

民生委員令第四條の規定による市町村民生委員推薦委員會規程準則を次のやうに定める。

昭和十二年二月鳥取縣告示第十六號(鳥取縣方面委員銓衡委員會規程)及び昭和十二年一月鳥取縣告示第十七號(鳥取縣方面事業委員會規定)はこれを廢止する。

昭和二十一年十月十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

市町村民生委員推薦委員會規程準則

何々市(町村) 民生委員推薦委員會規程

第一條 本市(町村) 民生委員推薦委員會(以下委員會と稱する)の委員は何人とし内一人を委員長とする。

第二條 委員長は委員の互選による。

委員長は委員會の會務を總理し、委員長事故あるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

第三條 市町村長において必要があると認めるときは委員會の開催を要求することができる。

第四條 委員會は委員の半數以上が出席しなければ會議を開くことができない。

第五條 委員會の議事は出席者の過半數を以てこれを決し、可否同數であるときは議長がこれを決する。

第六條 委員會の議事はこれを公開しない。又その議事については機密を保つものとする。

第七條 委員會は必要に應じて小委員會を設けることができる。

第八條 委員會は若干の定數以上の民生委員候補者を決定し、順位を附してこれを委員長より市町村長を経由して知事に推薦するものとする。  
但し事情により定數のみを推薦しても差支ない。

第九條 委員會の幹事及書記は何々市役所(何々町村役場)吏員を以てこれに充てる。

◇鳥取縣告示第四百二十九號

民生委員令第九條の規定による市町村民生委員會の會則準則を次のやうに定める。

昭和十二年一月鳥取縣告示第十八號(方面委員會々則準則)はこれを廢止する。

昭和二十一年十月十五日

鳥取縣知事 林 敬 三

市町村民生委員會々則準則

何々市(町村) 民生委員會々則

第一條 本會は鳥取縣何々市(町村) 民生委員會と稱する。

第二條 本會事務所はこれを何々市(町村) 役所(役場)

00058

内に置く。

第三條 本會は民生委員令第十一條に規定された任務の圓滑なる遂行を期することを目的とする。

第四條 本會は前條の目的を達するために左の事項を行ふものとする。

- 一、委員の擔當區域又は擔當事項に關する協議決定。
- 二、委員の職務上相互の連絡及び統制に關する協議。
- 三、生活保護に關する調査、必要な保護の種類、程度及方法等に關する報告、研究及協議。

四、保護の要否、廢止、停止或は變更等に關する協議。

五、民生事業關係に必要な資料又は情報の蒐集。

六、職務上必要な各種事項の調査研究及び修養。

七、職務に關して必要と認めらるゝ意見の關係官廳への具申。

八、庶民生活の指導事項の研究協議。

九、社會事業施設の利用並にその連絡。

十、其の他委員の職務遂行に必要な事項の處理。

第五條 本會は何々市(町村)を區域とする民生委員及何

々市(町村)民生委員會參與を以て組織する。

第六條 本會の會長は常務委員(分會を設置した市町村にあつては常務委員の互選による者)を以て之に充てる。

會長は會務を總理し會議の議長となつて議事を整理する。會長事故あるときはその指名による委員がその職務を代理する。

第七條 本會の會議は例會及臨時會とする。

例會は毎月一定期日にこれを開催する。

臨時會は臨時必要に應じて會長之を招集する。

第八條 本會は民生委員の半數以上が出席しなければ議決をすることができない。

本會の議事は出席民生委員の過半數を以てこれを決し可否同數であるときは議長がこれを決する。

第九條 本會の議事はこれを公開しないものとする。但し出席委員の過半數の同意があるときは公開することができる。

第十條 民生委員會の參與は會議に出席し意見を陳へることが出来る。

00059

第十一條 本會に書記若干名を置く。

書記は何々市役所(町村役場)の事務擔當者を以てこれに充てる。

書記は會長の指揮を受けて庶務に従事する。

第十二條 本會の經費は縣交付金、寄附金及び其の他の收入を以てこれに充てる。

第十三條 本會の會計年度は毎年四月一日に始め翌年三月三十一日に終る。

第十四條 本會則の施行に必要な細則は會長別にこれを定める。